

## 東日本大震災・原子力発電所事故に係る避難者支援及び 原子力発電所の安全対策等に関する決議

東日本大震災及び原子力災害の発生から15年が経過し、被災地では、道路等の社会インフラ整備は概ね完了したものの、いまだ多くの方が県境を越えた避難生活を送っている。

復興政策の基本方針である「復興・創生期間」が第3期（令和8年度～12年度）に移行したが、原発事故により、日常の暮らしと故郷を奪われた避難者に対しては、引き続き、国の責任において、被災者に寄り添いながら不安を解消し、安定した生活を送るための丁寧な支援が必要である。

また、東京電力福島第一原子力発電所では、廃炉に向けた必要な作業として、ALPS処理水の海洋放出・モニタリング等が行われているが、熔融核燃料の本格的な取り出しの着手が2023年代当初から37年度以降にずれ込むなど、廃炉への道筋は依然として厳しい状況である。

福島第一原子力発電所事故の早期収束はもとより、過酷な原発事故による被害と困難は二度とあってはならず、原子力発電所の安全確保と実効性のある防災対策について、国が前面に立ち、全力で取り組むことが必要である。

さらに、東日本大震災の教訓を今後も風化させないことは、令和6年元日に発生した能登半島地震や今後も起こりうる未曾有の大災害からの復旧・復興に生かしていく上で不可欠である。

よって、国においては、被災者・被災自治体をはじめ、避難者支援を行う自治体等に対して、また、原子力発電所の安全対策の充実など、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

## 1 東日本大震災及び原子力発電所事故に係る避難者支援等について

- (1) 「子ども・被災者支援法(略称)」の理念に基づき、避難者の意見やニーズに即した支援施策を推進すること。
- (2) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村に対して適切な財政措置を講じること。

## 2 原子力発電所の安全対策等について

- (1) 原子力発電所を運営する事業者に対し、国が前面に立ち、地域住民から信頼される運営体制を構築するとともに、原子力発電所の安全対策と防災対策の一層の向上のため、原子力規制委員会による電力事業者への監視と指導を徹底的に行い、その状況を市民・県民に周知すること。
- (2) 能登半島地震や大雪等、北陸信越地域における発災事例を踏まえ、複合災害時における屋内退避と広域避難の実効性の強化、原子力防災に必要な資機材の整備、サイバーテロを含むテロ対策等について、必要な財源措置を含め、真に実効性ある原子力防災対策を講じること。

特に、屋内退避の継続に当たっては、住民の理解と民間事業者の協力が必要不可欠であるため、国が前面に立ち、屋内退避の必要性を住民に周知し、民間事業者の協力体制を構築すること。

また、豪雪時等における安全かつ円滑な避難の実効性を確保するため、関係法令を改正し国の責務として明確に位置付け、地域の実情に応じた避難路の整備・改良や住民の輸送手段の確保対策を速やかに実施するとともに、自治体が地域の特性等を踏まえ実施する防災対策として、道路除雪や消雪パイプ等消融雪施設の維持管理等による除排雪体制強化等に要する経費について、確実に財政措置すること。
- (3) 原子力発電所の稼働に必要な手続きについて、国の役割や地元及び周辺自治体の関与のあり方を明確にするとともに、原子力発電所の安全性や防災対策について、今後も分かりやすく丁寧な説明を行い、県民の理解促進に向けた取り組みに努めること。

以上、決議する。

令和8年4月21日

新潟県市長会